

令和8年8月から 「小樽市こども医療費助成制度」 の所得制限が撤廃されます

※重度心身障害者医療助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度については、令和8年8月以降も引き続き、所得制限があります。

これまで18歳(※)以下の方の医療費の助成については、主たる生計維持者の方の所得額が、所得制限額を超える場合は助成の対象外となっておりましたが、
令和8年8月からは、所得額にかかわらず、こども医療費助成の対象となります。

※18歳に到達した年度末（3月31日）までの期間が、医療費助成の対象になります。

令和8年7月まで こども医療費助成の所得制限額

扶養親族等の数	所得制限額	収入額の目安 (給与所得の場合)
0 人	6,220,000円	8,333,000円
1 人	6,600,000円	8,756,000円
2 人	6,980,000円	9,178,000円
3 人	7,360,000円	9,600,000円
4 人	7,740,000円	10,020,000円
5 人	8,120,000円	10,400,000円

令和8年8月から こども医療費助成の 所得制限が撤廃

こども医療費助成制度に
該当する全ての方が
助成の対象になります

※既に、こども医療費助成の申請を行っている方で、これまで所得制限により「受給者証」の交付を受けていない方も、令和8年8月からこども医療費助成の対象となります。なお、改めて申請を行う必要はありません。

※これまでに一度も小樽市に、こども医療費助成の申請を行ったことがない方は申請が必要です。

医療機関窓口における自己負担額（これまでと変更はありません）

診療区分		市道民税 非課税世帯		市道民税 課税世帯	
入院・通院	医 科	初診時 一部負担金 のみ	580円	初診時 一部負担金 のみ	580円
	歯 科		510円		510円
調 剤・柔道整復		自己負担なし		自己負担なし	
訪問看護		医療費の1割		医療費の1割	
自己負担上限額		市道民税 非課税世帯		市道民税 課税世帯	
1 か月		訪問看護：8,000円（個人）		訪問看護：18,000円（個人）	
8月1日から翌年7月31日までの 1年間				144,000円	

こども受給者証について

◆申請書をすでに提出済みの方には、8月から有効の新しい受給者証を7月下旬に送付します。

【 問合せ先 】 小樽市 こども未来部 こども福祉課 （市役所本庁舎 別館5階）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電 話 0134-32-4111 内 線 311 F A X 0134-31-7031